

教 生 学 第 1442 号  
令和8年(2026年)1月21日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)  
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 森 田 靖 史

「チョイススクリーン」表示開始に伴うフィルタリングサービスへの影響  
に関する周知について(通知)

このことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添写しのとおり事務連絡がありましたので、通知します。

昨年12月18日、公正取引委員会が所管するスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律(令和6年法律第58号。以下「スマホ法」という。)が全面施行され、スマホ法に基づく指定事業者(Apple社及びGoogle社)の義務として、スマートフォン端末において「チョイススクリーン(選択画面)」の表示が開始されました。

「チョイススクリーン」の表示開始により、未成年者の利用するスマートフォン端末において携帯電話事業者各社が提供するフィルタリングサービスを引き続き利用する場合には、フィルタリングサービスの対象となるブラウザを再設定いただくなどの手続が必要となる可能性があります。

つきましては、各学校等において、保護者及び児童生徒に対して、「チョイススクリーン」の表示開始後においても適切にフィルタリングサービスを設定・利用できるよう、別添のリーフレットを活用するなどして、スマホ法並びに「チョイススクリーン」に伴うフィルタリングサービスへの影響について周知願います。

(学校安全係)



いわゆる「スマホ法」が施行されたことに伴い、児童生徒や保護者が利用するフィルタリングサービスにも影響が生じることから、学校等への周知を依頼するものです。

事 務 連 絡  
令和 7 年 1 2 月 2 5 日

各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 教 育 委 員 会  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課 御中  
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課  
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 担 当 課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

「チョイススクリーン」表示開始に伴うフィルタリングサービスへの影響に関する周知について（依頼）

本年 12 月 18 日、公正取引委員会が所管するスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和 6 年法律第 58 号。以下「スマホ法」といいます。）が全面施行され、スマホ法に基づく指定事業者（Apple 社及び Google 社）の義務として、スマートフォン端末において「チョイススクリーン（選択画面）」の表示が開始されました。

「チョイススクリーン」とは、ブラウザや検索アプリ及び検索エンジンのデフォルト設定を選ぶ画面のことであり、原則として利用者の年齢に関わらず表示されるため、未成年者の利用するスマートフォン端末において携帯電話事業者各社が提供するフィルタリングサービスを引き続き利用する場合には、フィルタリングサービスの対象となるブラウザを再設定いただくなどの手続が必要となる可能性があります。

「チョイススクリーン」の表示開始後においても、保護者及び児童生徒が適切にフィルタリングサービスを設定・利用できるよう、別添のリーフレットをご活用の上、スマホ法並びに「チョイススクリーン」に伴うフィルタリングサービスへの影響について、管下の学校等へ周知いただきますようご協力をお願いいたします。

なお、本件依頼については、総務省より日本 PTA 全国協議会及び全国高等学校 PTA 連合会へ周知・連絡済みです。

また、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校への一律周知以外にも、例えば、他案件とまとめた周知の実施や、教育委員会主催の教員研修の場での配布等、負担軽減にご留意いただくようお願い申し上げます。

【チョイススクリーン特設サイト（公正取引委員会）】

[https://www.jftc.go.jp/choice\\_screen/](https://www.jftc.go.jp/choice_screen/)

※ パソコン・スマートフォン・タブレットのいずれからの閲覧にも対応しています。



【スマホソフトウェア競争促進法（スマホ法）相談窓口】

ホームページ URL <https://www.msca-soudan.jftc.go.jp/>

**【本件担当】**

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 推進係 （担当：大塩）

TEL：03-6734-2966

# ／ 選ぼう！ ／ じぶんブラウザ

ブラウザ  検索エンジン  が自分で選べる

## チョイススクリーンの表示

が始まります。

スマホをもっと  
自由に使えるっす！



2025年  
12月～開始  
※お使いの端末によって表示される  
時期が異なる場合がございます。



### ・ チョイススクリーンとは？ ・

スマホを初めて使うときやOSをアップデートした後に、ブラウザ<sup>※1</sup>や検索アプリ・検索エンジン<sup>※2</sup>を選べる画面(チョイススクリーン)が表示されます。

(お使いの機種・OSのバージョンによっては表示されない場合や、表示時期が異なる場合がございます。)



あなたにぴったりの“じぶんブラウザ”  
を見つけられるチャンスが広がります。

※1 ブラウザとは、インターネット上の情報を表示するためのスマホアプリのこと  
※2 検索エンジンとは、ブラウザで表示する情報を探してくれる機能のこと



／ あなたに合うブラウザを選んで/  
スマホライフを  
もっと快適に、自由に。

-  **こどもに安全な**  
ブラウザがないかな
-  **通信量が**  
節約できる  
ブラウザってあるかな
-  **サクサク動く**  
ブラウザにしたいな
-  **じぶん好みに**  
アレンジできる  
ブラウザってないの？
-  **プライバシーに**  
配慮した  
ブラウザがいいな

**！ 公正取引委員会や総務省から電話や  
ショートメッセージ(SMS)が届くことはありません。**

もしそのような連絡があった場合は、詐欺や不正行為の可能性がありますので、決して応じず、個人情報や金銭を渡さないようご注意ください。



 **公正取引委員会**  
Japan Fair Trade Commission

 **総務省**  
Ministry of Internal Affairs and Communications



特設サイトはこちら  
(2025年12月開設)

はじめての/

# チョイススクリーン Q&A

Q1

チョイススクリーンはなぜ表示されるのですか？  
なぜ選択しないといけないのですか？

A

iPhoneやAndroid端末には、あらかじめ特定のブラウザや検索エンジンが使えるように設定されていますが、そうしたブラウザや検索エンジン以外にも、様々な特徴のあるブラウザや検索エンジンが存在しています。ブラウザや検索エンジンについて、公正かつ自由な競争を促進する観点から、法律においてチョイススクリーン（選択画面）の表示が義務付けられました。チョイススクリーンの表示を機に、ご自分の好みに合った使いやすいブラウザを選択しましょう。

自分の好みに合った  
使いやすいブラウザを  
選択するっす！



Q2

ブラウザと検索エンジンは、どれを選んだらよいですか？

A

チョイススクリーンでは、選択肢となるブラウザや検索エンジンの特徴について説明が表示されます。それらを見比べて、自分の好みに適したものを選びましょう。

Q3

今まで使っていたブラウザや検索エンジンを選んでもよいですか？  
これまで使っていたものがチョイススクリーンの選択肢にない場合はどうしたらよいですか？  
また、チョイススクリーンで選んだブラウザや検索エンジンを後から変更することはできますか？

A

今までお使いのブラウザや検索エンジンを選ぶこともできます。チョイススクリーンにおいて選びたいブラウザが選択肢として表示されない場合は、必要に応じ選びたいブラウザをアプリストアからダウンロードの上、以下の記載を参考にして、設定アプリから選びたいブラウザを設定してください。検索エンジンについても概ね同じように対応可能ですが、以下の記載を参考にしてください。

- ブラウザ … iPhone・Android 端末ともに「設定」>「アプリ」>「デフォルトのアプリ」>「ブラウザ」から変更が可能です。
- 検索エンジン … iPhoneとAndroid 端末で変更方法が異なりますが、通常、設定アプリやブラウザの設定メニューから変更が可能です。

Q4

子どもの端末で、フィルタリングサービスを利用している場合はどうしたらよいですか？

A

お使いのフィルタリングサービスやペアレンタルコントロールの機能や設定の状況によって異なりますが、フィルタリングサービスの対象となるブラウザや、検索エンジンについて上記(Q3)の記載内容を参考にして設定してください。



※ お使いの端末によって表示されるタイミングや設定方法が異なる場合もございます。

## チョイススクリーンに関する問い合わせ先

■ 公正取引委員会事務総局官房参事官（デジタル担当）

☞ [https://www.jftc.go.jp/choice\\_screen/index.html](https://www.jftc.go.jp/choice_screen/index.html)



特設サイトはこちら 2025年12月開設 ▶

■ スマホソフトウェア競争促進法（スマホ法）相談窓口

☎ 0120-009-668

✉ [msca-soudan@mcf.or.jp](mailto:msca-soudan@mcf.or.jp)

☞ <https://msca-soudan.jftc.go.jp>

